

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房政策金融課）

項 目 名	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長											
税 目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条第1項、同法施行令第37条第1項第4号・第5号、第2項第2号・6号）											
要 望 の 内 容	<p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>（措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び株式会社日本政策投資銀行（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第37条第1項第5号にいう指定金融機関）が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、東日本大震災復興特別会計が、復興・創生期間後の当面5年間（令和7年度まで）継続されることを踏まえ、当該適用期限を5年間（令和7年度まで）延長することを要望する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">-</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	-	百万円	（改正増減収額）	（	- 百万円）
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	-	百万円										
（改正増減収額）	（	- 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災により直接・間接的に被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間後の基本方針」において、産業復興の加速化として、「製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要である」とされており、復興庁の設置も10年間延長されたところ。</p> <p>東日本大震災により直接・間接的に被害を受けた中小企業者等の事業の復興を支援するには、引き続き、被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の復興状況にあわせて、被災地の資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。（指標：貸付実績）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等への資金繰りの支援に寄与している。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）） 令和3年度：847件 （株式会社日本政策投資銀行（危機対応業務）） 令和3年度：0件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和2年度における予算上の措置は、下記のとおりである。 （一般会計） ・危機対応円滑化業務補助金：76,490千円 ・危機対応円滑化業務補給金：940千円 （東日本大震災復興特別会計） ・株式会社日本政策金融公庫出資金：2,700,000千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等に対して、「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
要望の措置の妥当性		当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○平成 23 年 3 月 11 日以降の減収額（推計）</p> <p>減収額（推計） （単位：件・百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>22,030</td> <td>14,860</td> <td>11,819</td> <td>10,735</td> <td>10,391</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>220</td> <td>149</td> <td>118</td> <td>107</td> <td>104</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>7,139</td> <td>2,487</td> <td>1,338</td> <td>844</td> <td>81,643</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>71</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>816</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び指定金融機関のうち日本政策投資銀行に係るものの合計額。 (※2) H23 年度実績には、H23 年 3 月 11 日～3 月末までの実績を含む。</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391	減収額	220	149	118	107	104		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	累計	適用件数	7,139	2,487	1,338	844	81,643	減収額	71	25	13	8	816
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																
	適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391																																
	減収額	220	149	118	107	104																																
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	累計																																
適用件数	7,139	2,487	1,338	844	81,643																																	
減収額	71	25	13	8	816																																	
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																					
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。																																					
前回要望時の達成目標	—																																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																					
これまでの要望経緯	<p>本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。当初から令和 3 年 3 月末が期限となっており、今回初めて延長の要望を行うもの。</p>																																					

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項 目 名	ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長		
税 目	酒税		
要 望 の 内 容	<p>前年度のビール課税移出数量（以下「前年度課税移出数量」という。）が1,300kl以下かつ、総課税移出数量が10,000kl以下のビールの製造者（以下「地ビール製造者」という。）については、</p> <p>① 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を取得した者は、免許取得の日から5年を経過する日の属する月の末日までの間、</p> <p>② 平成30年3月31日以前にビールの製造免許を取得した者は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間、</p> <p>その年度に課税移出する200klまでのものに係る酒税の税額を15%（前年度課税移出数量が1,000klを超え、1,300kl以下の製造者が課税移出するものについては7.5%）軽減することとされている（租特法87条の4）が、この特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を令和3年3月31日以降も延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	-	百万円
(改正増減収額)	(▲)	465 百万円	
(改正増減収額)	(-	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、規制緩和の一環として、平成6年の酒税法改正でビールの製造免許を受ける際の要件である最低製造数量が大幅に緩和されたことで可能となった小規模なビール製造業（以下「地ビール製造業」という。）への参入の促進及び創業期の経営基盤の強化に資する観点から、平成15年度税制改正において講じられた措置である。</p> <p>地ビールは、品質面では多種多様な個性を有しているものの、商品の特性から販路が限定されており、また、小規模生産であるため単位当たりのコストが高いことから、大手製造者の商品との競争において不利な状況にある。</p> <p>このような状況にあって、地ビール製造者が個性豊かで品質の高い製品の生産に取り組んだ結果が消費者に支持され、本措置導入以降、地ビールの課税移出数量は堅調に推移している。</p> <p>地ビール製造業は、地場産業の中核として、各地域の産業や観光の振興に重要な役割を果たしており、地ビール製造業への新規参入も堅調な動きを見せている。また、地ビールの販路は拡大の兆しを見せ、地ビール製造者の経営基盤の強化にも効果が見られることから、地ビール業界の更なる活性化を図るため、本措置の延長が必要である。</p>		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達の促進																
		政策の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化																
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間の延長 (令和8年3月31日まで)																
		同上の期間中の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化																
	政策目標の達成状況	平成15年度から平成30年度までの16年間で52件のビール免許を付与しており、地ビール事業への参入が図られている。 また、酒類製造者の経営状況は需要動向等さまざまな要素が影響するため、本措置による政策目標の達成状況を定量的に示すことは難しいが、地ビール製造者の欠損企業割合は、平成15年度から一時悪化したものの、近年は持ち直してきている。 ○欠損企業割合 (単位：%)																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H20</th> <th>H25</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>欠損企業割合</td> <td>30.4</td> <td>36.5</td> <td>29.3</td> <td>28.2</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table>						年度	H15	H20	H25	H29	H30	欠損企業割合	30.4	36.5	29.3	28.2	38.3
		年度	H15	H20	H25	H29	H30												
	欠損企業割合	30.4	36.5	29.3	28.2	38.3													
	(注) 平成30年度については、ビールの定義改正に伴い、発泡酒免許を有している者に対して、ビール免許がみなし付与された関係で、欠損企業割合に上振れが生じている。																		
	有効性	要望の措置の適用見込み	○適用件数 (単位：件)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>356</td> <td>356</td> <td>356</td> <td>356</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>						年度	R3	R4	R5	R6	R7	適用件数	356	356	356	356	356		
年度	R3	R4	R5	R6	R7														
適用件数	356	356	356	356	356														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、新規参入する地ビール製造者がビール製造に要する設備投資等の負担を軽減し、地ビール製造業への参入を促進するとともに、地ビール製造業者の経営基盤の強化につながるものと見込んでいる。																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																	

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、申告納税制度の手続の中で酒税の一部を軽減するものであるため、通常の納税申告のみで実施することができ、公平性の面においては、一定の要件に合致する酒類製造者を等しく支援することができるため、上記政策目的を実現する手段としての的確である。</p> <p>また、一定の上限の下、課税移出数量に応じて地ビール製造者の酒税負担の一部を軽減するものであり、過剰に酒税を免除するものではない。</p> <p>加えて、平成 30 年度における本措置の軽減規模は約 5 億円である。これはビール全体に係る酒税の課税額約 5,372 億円の約 0.09% であり、減収面への影響は軽微で、政策目的を実現する手段として必要最小限の措置である。</p>																																				
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○ 適用者数 (単位：者、%)</p> <table border="1" data-bbox="549 734 1477 981"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数 <small>(大手 5 社除く)</small></td> <td>184</td> <td>186</td> <td>183</td> <td>184</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>181</td> <td>184</td> <td>181</td> <td>182</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>98.4</td> <td>98.9</td> <td>98.9</td> <td>98.9</td> <td>99.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用税額 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1032 1477 1133"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減税額</td> <td>3.74</td> <td>4.03</td> <td>4.05</td> <td>4.11</td> <td>4.65</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	申告者数 <small>(大手 5 社除く)</small>	184	186	183	184	358	適用者数	181	184	181	182	356	適用割合	98.4	98.9	98.9	98.9	99.4	年度	H26	H27	H28	H29	H30	軽減税額	3.74	4.03	4.05	4.11	4.65
	年度	H26	H27	H28	H29	H30																																	
	申告者数 <small>(大手 5 社除く)</small>	184	186	183	184	358																																	
適用者数	181	184	181	182	356																																		
適用割合	98.4	98.9	98.9	98.9	99.4																																		
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																		
軽減税額	3.74	4.03	4.05	4.11	4.65																																		
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																																					
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>消費者の嗜好の多様化により、ビール全体の課税移出数量が減少している中、地ビール製造者の課税移出数量は、本措置の導入後おおむね堅調に推移している。</p> <p>○ 課税移出数量 (単位：千 KL、億円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1541 1477 1738"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビール課税移出数量</td> <td>2,681</td> <td>2,732</td> <td>2,681</td> <td>2,600</td> <td>2,448</td> </tr> <tr> <td>地ビール課税移出数量</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>地ビール課税額</td> <td>42</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>54</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、地ビール製造者の販売形態はレストラン併設型から卸売主体に変化してきており、容器別販売数量では、缶製品の増加が顕著であることから、販路が拡大してきていると考えられる。</p> <p>他方、地ビール製造者の大部分が本措置の適用を受けており、全国各地で個性豊かな地ビールが製造され、消費者が多種多様なビールに親しんでおり、地域経済の活性化等にも貢献している。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	ビール課税移出数量	2,681	2,732	2,681	2,600	2,448	地ビール課税移出数量	21	24	25	27	31	地ビール課税額	42	49	50	54	62													
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																		
ビール課税移出数量	2,681	2,732	2,681	2,600	2,448																																		
地ビール課税移出数量	21	24	25	27	31																																		
地ビール課税額	42	49	50	54	62																																		

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化</p>												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地ビールについて、平成 29 年度は 4 件、平成 30 年度は 8 件の新規免許付与があり、事業参入の促進が図られている。</p> <p>また、地ビール製造者の経営状況は、平成 29 年度まで 1 者当たりの売上高が年々増加しているほか、欠損企業割合は平成 22 年度に 44.5%だったものが平成 29 年度には 28.2%まで改善している。</p> <p>他方で、平成 30 年度は、ビールの定義改正に伴うみなし免許付与の影響が大きいものの、1 者当たりの売上高が減少しているほか、欠損企業割合が 38.3%に悪化しており、今後も本措置を継続することが必要である。</p> <p>○ 1 者当たりの売上高 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 761 1476 862"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 者当たりの売上高</td> <td>99.1</td> <td>112.8</td> <td>119.0</td> <td>120.5</td> <td>94.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	1 者当たりの売上高	99.1	112.8	119.0	120.5	94.9
年度	H26	H27	H28	H29	H30									
1 者当たりの売上高	99.1	112.8	119.0	120.5	94.9									
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 18 年度、平成 20 年度、平成 25 年度、平成 28 年度及び平成 30 年度に適用期限の延長を要望している。</p>												

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項 目 名	被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長											
税 目	酒税											
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（以下「清酒等」という。）の製造者（以下「被災酒類製造者」という。）が、令和3年3月31日までの間に製造場から移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する200キロリットルまでのものに係る酒税の税額を6.25パーセント軽減することとされている。</p> <p>この特例措置の軽減割合を維持しつつ、復興の基本方針を踏まえ、適用期限を令和3年3月31日以降も延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">－</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（▲</td> <td>81 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（▲	81 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（▲	81 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 被災酒類製造者の負担軽減</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、清酒等の製造者を対象とした租税特別措置法第87条による清酒等に係る酒税の軽減措置が平成23年4月以降縮減することとされていたところ、被災酒類製造者については、事業の復旧に向けて費用負担が増大することが見込まれたため、軽減措置の縮減による影響を緩和する観点から、当面の間、これらの者が移出する清酒等に対して縮減前の軽減割合を継続して適用することができるよう講じられたものである。</p> <p>酒類の需要は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全志向の高まりや生活様式の変化などの要因もあり、平成11年をピークに減少傾向が続き、酒類業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。また、東日本大震災の被害が清酒等製造者の経営に与えた影響は大きく、依然として支援が必要な状況にある。</p> <p>東日本大震災からの復興を引き続き進めるとともに、地域の活性化に寄与する清酒等製造者の経営基盤の安定化を図る必要があるため、本措置を延長することが必要である。</p>											

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達					
		政策の達成目標	酒類業の経営基盤の安定					
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間の延長 (令和8年3月31日まで)					
		同上の期間中の達成目標	酒類業の経営基盤の安定					
		政策目標の達成状況	酒類製造者の経営状況は需要動向等さまざまな要素が影響するため、本措置による政策目的の達成状況を定量的に示すことは難しい。					
	有効性	要望の措置の適用見込み	○適用件数 (単位:件)					
			年度	R3	R4	R5	R6	R7
		のべ件数	112	112	112	112	112	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、清酒等の需要減少を抑止し、清酒等製造者の経営基盤を安定させる効果が見込まれる。					
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—					
予算上の措置等の要求内容及び金額		—						
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—						

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、申告納税制度の手續の中で酒税の一部を軽減するものであるため、通常の納税申告のみで実施することができ、公平性の面においては、一定の要件に合致する酒類製造者を等しく支援することができるため、上記政策目的を実現する手段としての的確である。</p> <p>また、一定の上限の下、課税移出数量に応じて清酒等製造者の酒税負担の一部を軽減するものであり、過剰に酒税を免除するものではない。</p> <p>加えて、平成 30 年度における本措置の軽減額は、清酒等の課税額 3,360 億円の約 0.02% に当たる約 0.81 億円であり、税収に与える影響も軽微で、政策目的を実現する手段として必要最小限の措置と考える。</p>																		
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○ 適用者数 (単位：者、%、億円)</p> <table border="1" data-bbox="549 734 1477 887"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用者数</td> <td>114</td> <td>112</td> <td>111</td> <td>106</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>0.77</td> <td>0.83</td> <td>0.84</td> <td>0.83</td> <td>0.81</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	適用者数	114	112	111	106	107	軽減税額	0.77	0.83	0.84	0.83	0.81	
	年度	H26	H27	H28	H29	H30															
	適用者数	114	112	111	106	107															
	軽減税額	0.77	0.83	0.84	0.83	0.81															
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																			
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本措置により、小規模生産で単位当たりのコストが高い清酒等製造者の総販売原価が低減された結果、営業利益や税引前当期純利益の増加などの傾向が見られ、清酒等製造者の経営基盤の安定に一定の効果があったと考えられることから、本措置は政策目的を達成する手段として有効である。</p>																			
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>本措置の目的は、被災酒類製造者の負担の軽減を図ることであるが、酒類の需要が減少傾向にある現状を踏まえると、具体的な達成目標を計数で示すことは困難である。</p>																			
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>政策目標の具体的な達成目標を示すことが難しいが、経営状況には改善の兆しが見られ、本措置が被災酒類製造者の経営基盤の安定に有効であったと考えられる。</p>																			
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 25 年度、平成 28 年度及び平成 30 年度に適用期限の延長等を要望している。</p>																			

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項 目 名	日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	日本酒造組合中央会が行う信用保証事業に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の軽減措置の適用期限を現行の軽減割合を維持しつつ2年間延長する。 （本則 4/1,000 ⇒ 1.5/1,000） （関係条文）租税特別措置法第78条第2項第4号		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	
	（改正増減収額）	（ － 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に基づいて設立された日本酒造組合中央会（以下「中央会」という。）は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和45年法律第77号）に基づき、信用保証事業等を行うこととされ、清酒製造資金の融通の円滑化等を図り、もって清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的としている。 この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、清酒製造業者に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。		
	(2) 施策の必要性 清酒製造業者は、長期にわたる需要低迷により、その経営環境は極めて厳しく、清酒製造業者の経営基盤の安定に資するためには、清酒製造資金の融通の円滑化を図る必要があるが、そのためには、信用力の脆弱な清酒製造業者が融資を受ける際、中央会の債務保証により、その信用力を補完することが必要である。 抵当権の設定登記を行う際に登録免許税の軽減措置を講ずることは、中央会の債務保証を受けるため担保提供を行う者の担保提供を容易にし、その融資時における清酒製造業者の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を図ることができるとともに、担保を求め抵当権の設定登記を行うことは、中央会の信用保証事業の健全性確保にも資することができる。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達 (清酒製造業等の安定に関する特別措置法)																						
		政策の達成目標	清酒製造業者の清酒製造資金の融通の円滑化を図り、経営基盤の安定及び酒税の確保を目的とする本要望の性格上、達成目標を示すことは困難であるが、清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保といった政策目標の実現に向け、着実に施策を推進していくこととする。																						
		租税特別措置の適用又は延長期間は	2年間の延長 (令和5年3月31日まで)																						
		同上の期間中の達成目標	—																						
	政策目標の達成状況	—																							
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	令和2年度 2件 8万円 令和3年度 2件 8万円																						
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本要望の性格上、直接的な効果を示すことは困難であるが、信用力が脆弱である清酒製造業者は、この軽減措置もあり中央会の債務保証が受けられ、清酒製造のための資金調達を図られることにより、清酒の製造を行い、酒税の確保が図られる。</p> <p>中央会の債務保証を受けるため登録免許税の軽減を受け担保提供した者に係る債務保証額及び酒税の課税額は以下のとおり。</p> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の債務保証の引受実績 (単位：者・万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27～R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減を受けた者数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>債務保証額</td> <td>6,480</td> <td>2,475</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の酒税課税実績 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27～R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減税額</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酒税課税額</td> <td>4,879</td> <td>1,527</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27～R 元	登録免許税の軽減を受けた者数	4	2	—	債務保証額	6,480	2,475	—	年度	H25	H26	H27～R 元	登録免許税の軽減税額	20	8	—	酒税課税額	4,879
年度	H25	H26	H27～R 元																						
登録免許税の軽減を受けた者数	4	2	—																						
債務保証額	6,480	2,475	—																						
年度	H25	H26	H27～R 元																						
登録免許税の軽減税額	20	8	—																						
酒税課税額	4,879	1,527	—																						

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中央会と同様に公的な信用保証事業を行っている信用保証協会、農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会についても、抵当権の設定登記等の税率の軽減が措置されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 25 年度 4 件 20 万円 平成 26 年度 2 件 8 万円 (平成 27 年度以降は実績なし。)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	融資時における清酒製造業者の負担が直接的に軽減されることとなり、政策目的である清酒製造資金の融通の円滑化を図ることに資すると認められることから、本措置による税制面からの支援は有効である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 53 年度に制度が創設された。 昭和 54 年度以後、2 年毎に延長を要望している。	

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省理財局国債企画課）

項 目 名	特定外国法人の債券現先取引（レポ取引）に係る利子等の課税の特例（レポ特例）の延長又は恒久化		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	外国金融機関等以外の外国法人（特定外国法人）に係るレポ特例の延長又は恒久化を要望するもの。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国債を確実かつ円滑に発行する環境を構築し、同時に国債発行による国の資金調達コストを抑制していくため、国債市場の流動性・効率性を維持・向上すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。</p> <p>クロスボーダーのレポ取引に関しては、国債市場の流動性・効率性の維持・向上に資する観点から、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置として適用されている。</p> <p>平成29年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新たに適用されている。</p> <p>しかしながら、特定外国法人に係るレポ特例は2年間（令和元年度に2年延長され令和3年3月31日まで）の時限措置とされている。足元の低金利・低ボラティリティ環境下において国債取引が依然縮小傾向にある中では、引き続き、当該レポ特例を措置することで、レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年3月31日まで）又は恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
		政策目標の達成状況	現行措置により特定外国法人が行うクロスボーダーのレポの利便性は向上している。レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するため、引き続き、現行措置の存続が必要。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うときにレポ特例を活用する。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うようになり、レポ取引へ積極的に参入することで、非居住者等による国債取引の促進、国債市場の流動性の維持・向上につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		外国金融機関等に係るレポ特例（恒久措置）と同等の措置を特定外国法人に対して求めるものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><参考：非居住者等の債券現先取引の平均残高></p> <table border="0"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>28兆7,076億円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>32兆4,937億円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>32兆0,532億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>38兆5,934億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>46兆6,965億円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度3月末</td> <td>60兆7,173億円</td> </tr> </table> <p>(出所) 日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」 (注) 非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。</p>	平成27年度	28兆7,076億円	平成28年度	32兆4,937億円	平成29年度	32兆0,532億円	平成30年度	38兆5,934億円	令和元年度	46兆6,965億円	令和2年度3月末	60兆7,173億円
	平成27年度	28兆7,076億円												
	平成28年度	32兆4,937億円												
	平成29年度	32兆0,532億円												
	平成30年度	38兆5,934億円												
令和元年度	46兆6,965億円													
令和2年度3月末	60兆7,173億円													
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—													
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながる。													
前回要望時の達成目標	非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあり、着実にレポ特例を活用した取引が行われており、国債市場の活性化に寄与している。													
これまでの要望経緯	外国金融機関等に係るレポ特例(恒久措置)に加え、平成29年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例(2年間の時限措置)が設けられ、令和元年度税制改正において更に2年間延長された。													

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省理財局国債企画課）

項目名	クロスボーダー取引の非課税手続に係る書類の電子化（振替国債の利子等に係る非課税適用申告書等）		
税目	所得税		
要望の内容	<p>国債のクロスボーダー取引において、非課税等の適用を受けようとする場合における申請書類等の提出方法として、電子的な方法を認めること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>振替国債等の利子の課税の特例等のクロスボーダー取引における課税の特例制度の適用手続きを簡素化することで、国債の保有・売買を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成し、同時に国債発行による国の資金調達コストを抑制していくため、国債市場の流動性・効率性を維持・向上すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、諸外国では外出禁止令等が相次いだ。これを受け、クロスボーダー取引における課税の特例制度の適用に際して必要とされる本人確認書類の取得や現地金融機関における受付事務が困難となったことに加え、国際郵便窓口の閉鎖によって、申請書類の到着遅延が生じている。クロスボーダー取引による国債の保有・売買の円滑化を図るためにも、本施策によって、電子的な提出を認める必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、非居住者等が申請書類等の提出が困難となり、国債取引に参加しづらい状況にある。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	非居住者及び外国法人に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	原本提出に代えて電子的な提出を認め、簡素な手続きを可能とすることで、非居住者等による国債取引の促進、国債市場の流動性の維持・向上につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は、行政のデジタル化を進める政府の方針とも合致しており、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	申請書類等の電子化は、今年度が初めての要望である。	